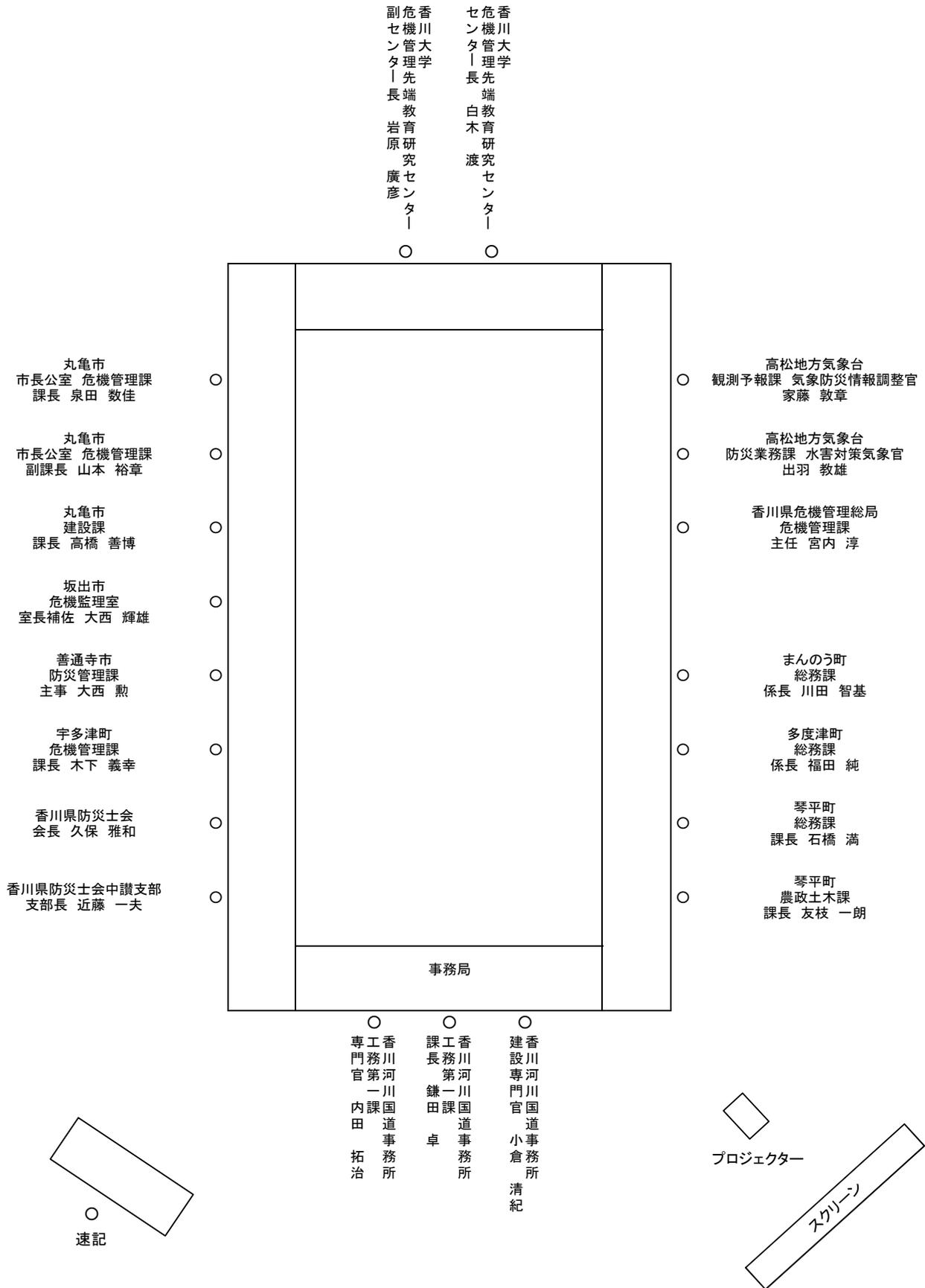


第5回 土器川における水害に強いまちづくり検討会 席次表



第5回 土器川における水害に強いまちづくり検討会 出席者名簿

順不同

機関名	課等	役職	氏名	備考
香川大学	危機管理先端教育 研究センター	教授 センター長	白木 渡	会長
〃	〃	教授 副センター長	岩原 廣彦	会長代理
〃	〃	教授 研究員(併任)	井面 仁志	欠席
〃	地域強靱化 研究センター	特命准教授	磯打 千雅子	欠席
〃	危機管理先端教育 研究センター	助教 研究員(併任)	高橋 亨輔	欠席
〃	〃	特命教授	松尾 裕治	欠席
香川県	危機管理課	主任	宮内 淳	
〃	中讃土木事務所	防災・監督主幹	西川 積	欠席
高松地方気象台	観測予報課	気象防災情報調整官	家藤 敦章	
〃	防災業務課	水害対策気象官	出羽 教雄	
丸亀市	危機管理課	課長	泉田 数佳	
〃	〃	副課長	山本 裕章	
〃	建設課	課長	高橋 善博	
坂出市	危機監理室	室長補佐	大西 輝雄	
善通寺市	防災管理課	主事	大西 勲	
宇多津町	危機管理課	課長	木下 義幸	
琴平町	総務課	課長	石橋 満	
〃	農政土木課	課長	友枝 一郎	
多度津町	総務課	係長	福田 純	
まんのう町	総務課	係長	川田 智基	
香川県防災士会		会長	久保 雅和	
〃	中讃支部	支部長	近藤 一夫	
四国地方整備局 香川河川国道事務所		副所長	内山 俊浩	欠席
〃	工務第一課	課長	鎌田 卓	
〃		建設専門官	小倉 清紀	
〃	工務第一課	専門官	内田 拓治	

土器川における水害に強いまちづくり検討会

運営要領（案）

（目的）

第1条 平成27年9月に発生した関東・東北豪雨による激甚な災害を受け、社会資本整備審議会において「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築について～」が平成27年12月に答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定し、直轄河川とその沿江市町村において水防災意識社会を再構築するために、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会等を設置し、減災のための目標を共有し、平成32年度までの5ヶ年間を目途にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する取組を行うこととした。

土器川においても、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、「土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下、「協議会」という。）を平成28年6月1日に設立し、平成32年度までの5ヶ年間を目途に実現可能なハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する取組として「土器川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）を平成28年8月に取りまとめた。

「土器川における水害に強いまちづくり検討会（以下、「検討会」という。）」では、「取組方針」に基づき、住民意見を反映するため、各構成機関が連携して取り組む必要がある課題について検討するものである。

なお、香川地域では、南海トラフの巨大地震等の大規模災害を想定した四国地震防災基本戦略等の推進を目的とした地域継続計画(District Continuity Plan : DCP)を策定等するために「香川地域継続検討協議会」（以下、「DCP協議会」という。）を設立し、現在活動している。土器川（中讃地区）をケーススタディとした「検討会」は、「DCP協議会」と連携して検討を進めており、その検討結果は、「DCP協議会」に提出し、香川地域全体で共有するものとする。

（活動）

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 土器川の大規模河川氾濫を想定した場合の“住民目線の災害情報のあり方”と“地域コミュニティの活性化と連携”に関すること。
- (2) 土器川の大規模河川氾濫を想定した時間軸（災害警戒期～応急対策期）に沿った“タイムライン（防災行動計画）”に関すること。
- (3) モデル地区を対象とした「土器川における水害に強いまちづくり検討部会」の運営に関すること。
- (4) モデル地区を対象とした地域住民の意見集約をするためのワークショップ開催に関すること。
- (5) その他、検討会の目的を達成するために必要な活動に関すること

（組織）

第3条 検討会は、別表に掲げる団体等で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外を追加することができる。

(会長及び会長代理)

第4条 検討会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構 危機管理先端教育研究センター長とする。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が、構成員の中から会長代理を指名する。
- 5 会長代理は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理するものとする。

(会議)

第5条 会長は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 検討会には、構成員が指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、構成員が出席したものと見なす。
- 3 会長は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、香川河川国道事務所に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、本会で協議の上、これを定める。

附則

(施行期日)

- 第8条 この運営要領は、平成26年8月7日から適用する。
この運営要領は、平成27年10月8日から適用する。
この運営要領は、平成28年11月16日から適用する。

別表（第3条関係）

香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構
香川県 危機管理総局 危機管理課
香川県 中讃土木事務所
丸亀市
坂出市
善通寺市
宇多津町
琴平町
多度津町
まんのう町
香川県防災士会
気象庁 高松地方气象台
国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所